

項目	番号	質問	回答
1 計画作成に関すること	作成対象について		
	1-1	個別避難計画の作成対象者の要件は何か。	<p>個別避難計画の作成対象者の要件については、障害福祉サービス利用者のうち【独居等】の方で次の①あるいは②に該当する方となります。</p> <p>①障害支援区分4から6の方(区分6の方については、独居等の要件を除く)</p> <p>②移動に関するサービス(移動支援・同行援護・行動援護)の利用者</p> <p>なお、【独居等】とは、単身世帯以外にも、日中のみ独居の方や、障害者や高齢者のみの世帯を想定しており、出来る限り多くの方を作成対象としています。</p>
	1-2	対象者の方にお知らせや通知文を発送するのか。	<p>個別避難計画は、優先度の高い方から作成することや、要件として独居や日中独居等があり、個別の状況を確認しながら対象者を選定していく必要があることから、当面は広く市民への広報は実施しません。サービス等利用計画を作成している相談支援専門員や区役所のCWが、日々の関わりの中で対象と考えられる方に対して、個別に説明・案内をしていただきます。なお、そのための説明用のチラシについては、障害福祉サービスかながわに、様式とともに掲載しております。</p>
	1-3	共同生活援助は個別避難計画を作成しなくても良いか。	<p>今回の制度は、在宅の障害者の方を対象としています。共同生活援助や施設入所、療養介護の方については、現時点では作成を予定していません。障害福祉サービスの利用時の避難行動については、あくまで当該事業所が責任をもって行います。</p>
	1-4	居宅介護・行動援護・同行援護事業所は、避難計画を作成できるのか。	<p>災害時個別避難計画作成業務の手引き(Ver.1.5)のP9「7 事業所の役割 (1)個別避難計画に関する制度説明及び同意書の取得並びに計画の作成支援」に記載してありますが、個別避難計画を作成することができるのは、【要支援者のサービス等利用計画の作成を担当している方】となります。そのため、個別避難計画の作成者は、計画相談を実施している指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や、セルフプランの作成支援をしている障害者相談支援センターや、サポートプランの作成をしている事業所となります。</p>
	1-5	災害時個別避難計画の説明用のチラシには、作成対象者の要件として、【独居等】の記載があるが、災害時個別避難計画作成業務の手引きには同様の記載が見受けられない。	<p>災害時個別避難計画作成業務の手引きの改訂(Ver.1.5)に伴い、【独居等】の記載しております。</p> <p>現時点では、独居等(独居・日中独居・障害者及び高齢者のみ世帯)で、①障害支援区分4～6の方(区分6の方については独居等の要件はなし)、若しくは②移動に係る障害福祉サービス(移動支援・同行援護・行動援護)利用者としており、この対象者について、令和3年度から概ね5年程度での作成を予定しています。</p> <p>個別避難計画の作成の進捗状況に応じて、作成対象者の範囲を検討していきますが、当面は区分6の方以外については、【独居等】の要件に当てはまる方について、作成してください。</p>

項目	番号	質問	回答
	1-6	医療的ケア児者については、医ケア拠点等が計画を作成するとのことだが、相談支援専門員としては、どのように担当している利用者を繋げたらよいのか。	<p>医療的ケア児・者等支援拠点が避難計画を作成する対象は、65歳未満（介護保険で訪問看護を利用している方を除く）で、①人工呼吸器、②在宅酸素療法、③経管栄養（持続ポンプ）・IVH、④①～③に準じる医療的ケアが必要な方です。まずは、拠点が作成する対象かどうかの確認のため、対象者の居住区を管轄している拠点にご連絡ください。</p> <p>●川崎・幸・中原区：総合リハビリテーション推進センター（223-6973） ●高津・宮前・多摩・麻生区：地域相談支援センターそれいゆ（281-0037）</p> <p>拠点作成対象者の場合は、相談支援専門員と一緒に家庭訪問等を行い、共通様式（表）を相談支援専門員が、医療的ケア児・者用様式を拠点が作成することを想定しています。</p>
	1-7	本人は区分4で、両親は就労しているケースについて。本人が通所先から帰宅後、両親が帰宅するまでの間は1人になるが、個別避難計画作成の対象になるか。	個別避難計画の作成対象者の要件（1-1参照）に該当するため、作成対象になります。なお、優先度の高い方から順次作成していくことが適当であることから、本市においては、障害支援区分による優先度を設定しております。詳細は「災害時個別避難計画作成業務の手引き」をご覧ください。
	1-8	今の川崎市の作成対象を教えてください。進捗状況を知りたい。	本市においては優先度の高い方から順次作成しており、令和5年度につきましては、障害支援区分4～6（5及び6を最優先）としております。進捗につきましては、令和5年3月末時点で、約300件作成済みとなっています。
<b>作成支援について</b>			
	1-9	サポートプランの人については、誰が作成するのか。	現時点ではサービス等利用計画の作成者が個別避難計画を作成することを想定しています。そのため、サポートプランの方については、サポートプランを作成した福祉事業所を想定しています。
	1-10	相談支援センターが関わっている方で、日中通所施設に通い、グループホームに住み、行動援護を利用している方については、避難計画はどの事業所が作成するのか。	個別避難計画はサービス等利用計画の作成者が作成することとしていますが、前提として在宅の障害者に対して作成します。そのため、グループホームや施設入所、療養介護の方については、現時点では作成を予定していません。障害福祉サービスの利用時の避難行動については、あくまで当該事業所が責任をもって行います。
	1-11	きょうだいのケースで、例えば、兄は計画相談支援を利用しており、妹は利用していない場合、災害時個別避難計画の作成について、どのように対応するべきか。	同一家族の避難計画については、同一の支援者が作成することが望ましいと考えます。そのため、原則としては、計画相談を実施している相談支援専門員が、二人の災害時個別避難計画を作成してください。なお、相談支援専門員が計画相談を実施していない方の災害時個別避難計画を作成できない場合については、情報共有しながら、互いの避難計画に齟齬がないよう、作成してください。
	1-12	単身で身寄りがない場合、災害時個別避難計画はどのように作成すればよいのか。親族も友人もない場合、災害発生時は誰に連絡をすればよいのか。	単身で身寄りがない場合であっても、可能な限り自助や互助を踏まえた計画を作成してください。その中では障害福祉サービス等の緊急利用もひとつの手段になると考えられます。また、災害発生時の安否確認者について、身寄りのない方については、対応可能な範囲において、災害時個別避難計画を作成した相談支援事業所にもお願いしております。
	1-13	自力で避難所に行けない人に対しての協力者をどのように見つけたらよいのか。	自助や互助の観点から、同居の家族以外にも近隣の親族や知人等との関係づくりにより平時から取り組んでいただき、災害に対する事前の備えをお願いします。自助・互助が不足している場合には、計画書の作成を通して、御本人や御家族に気づいてもらい、将来に向けて自分達で出来ることを意識してもらうことも大切です。

項目	番号	質問	回答
	1-14	区役所の計画作成担当者(会計年度任用職員)が計画を作成する(した)際には、担当の障害者相談支援センターを調べて、連絡をもらえるのか。	区役所の計画作成担当者が作成した場合、障害者相談支援センターへの連絡はしておりません。 障害者相談支援センターの方で、計画作成の有無を把握したい場合は、御本人・御家族に確認するか、お手数ですが区役所高齢・障害課へお問い合わせください。
	1-15	区役所の計画作成担当者(会計年度任用職員)が計画を作成する(した)際には、計画書の保管・更新はどのようになされているのか。	会計年度任用職員が作成した個別避難計画については、区役所(高齢・障害課)が写しを保管し、健康福祉局(危機管理担当)が原本を保管します。 また、原則として毎年、障害福祉サービスの期間更新時期に併せて、個別避難計画の記載内容の確認や更新を実施しています。
	1-16	どこから相談支援事業所に作成依頼がくるのか。	個別避難計画作成支援者は次のとおりです。  (1)相談支援専門員 要支援者に対して計画相談支援を実施している指定特定相談支援事業所や障害者相談支援センターの相談支援専門員が、サービス等利用計画の作成時に個別避難計画に関する制度案内や計画の作成支援を実施します。  (2)会計年度任用職員 区高齢・障害課や地区健康福祉ステーションのCWがサービス等利用計画のセルフプラン作成支援をしている要支援者については、区に配置された会計年度任用職員が、個別避難計画に関する制度案内や計画の作成支援を実施します。  (3)セルフプラン作成支援者 サービス等利用計画のセルフプラン作成支援を実施している者が、セルフプランの作成支援時に個別避難計画の制度案内や作成支援を実施します。具体的には、サポートプランの作成者や相談支援センターにおいてセルフプラン作成支援を実施している場合等が想定されます。  各作成支援者において、上記該当する対象者の作成支援を進めていただくこととなりますので、事業所に対する個別の作成依頼はしておりません。
<b>計画の目的と責任について</b>			
	1-17	個別避難計画を作成した場合、作成者がその対象者の避難行動等に責任をもつのか。	個別避難計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、法的な義務や責任は負いません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとしています。
	1-18	避難行動に関する直接支援や災害時の支援に関して、作成者および、緊急連絡先に記載された人が、対応しなければならない義務付けや法的拘束力、罰則がある等はないか。その文面も別途、契約時、作成時の同意の過程において、当該自治体部署から書面で、市民や要援護者に対して紙面が出るか。	個別避難計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、義務や法的拘束力、罰則等はございません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとしています。 なお、同様の御意見をいただいておりますので、同意書にその旨を追記しています。

項目	番号	質問	回答
	<b>請求関係について</b>		
	1-19	個別避難計画の様式は全て記載しないと、作成費の請求ができないのか。	個別避難計画は、本人や家族と作成者が皆で相談しながら、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため記載できない内容があったとしても、それは『検討した結果、記載できなかったことが判明した。』ことであり、作成作業は完了したものとします。そのため、作成費に関しては、請求することができます。
	1-20	サービス等利用計画の作成時だけでなく、モニタリング時に合わせて災害時個別避難計画を作成することを認めてもらいたい。サービス等利用計画作成時は、提出する書類が多く、忙しい。作成費の請求が年2回しかないのであれば、作成する機会を増やしてもらいたい。	現時点では、原則、誕生月のサービス等利用計画の作成時に合わせて、災害時個別避難計画を作成し、次回の期間更新時に、災害時個別避難計画の内容についても併せて更新することで、対象者全体の作成時期の標準化を図っておりますので、御理解と御協力をお願いします。
	1-21	誕生月更新と併せて計画書を提出しないと請求無効になるのか。	個別避難計画の作成時期については、1-20の通りの運用をお願いしているところです。しかしながら、何らかの事情で期間更新と異なる時期に避難計画を作成した場合について、請求無効になることはありません。他の作成分と同様に請求してください。
	<b>その他</b>		
	1-22	作成した災害時個別避難計画は、実際の災害時にはどのように活用されるのか。	計画書は、自らの避難行動をあらかじめ想定するものであるため、計画書の内容を踏まえて避難行動を取ることが望ましいと考えます。また、平時からの情報共有や、発災時には法令上、同意なく地域に情報提供できるため、安否確認等に活用することを想定しています。
	1-23	本人や家族等からの聞き取り時や災害時個別避難計画への記載時に工夫すると良い点は何かあるか。	防災の基本は【自助】であり、災害時個別避難計画は、本人や家族が中心となり、自らの避難行動を検討・把握することを目的として作成するものです。そのため、できる限り、本人や家族が可能な自助や互助を中心に聞き取りをしてください。また、自助・互助が不足している場合には、本人や家族に気づいてもらい、将来に向けて自分達で出来ることを意識してもらうことも大切です。
	1-24	災害時要援護者避難支援制度と災害時個別避難計画は、実際にはどのようにリンクするのか。	二つの制度に重複して登録している場合、避難支援等は、災害時個別避難計画で決められた支援者が行うことを想定しており、災害時個別避難計画が優先する方向で現在調整中です。
	1-25	計画作成事業者が計画を作成する際の疑問点や不明点について、どこの窓口にお問い合わせをすればよいか。	各区高齢・障害課に災害時個別避難計画の作成を担当する会計年度任用職員が配置されております。必要に応じて、適切な部署へお繋ぎいたします。また、防災の制度に関する御質問については、各区の危機管理担当においてもお答えしております。
	1-26	計画作成事業者が計画を作成した際に、区役所の障害担当職員が「よくわからない」と話していたが、区役所各課(高齢・障害課、保護課、地域支援課等)に対しての周知はされているか。	区役所における障害者の担当部署である高齢・障害課を中心に、災害時個別避難計画に関する事業説明はしております。今後も引き続き、区役所に対する説明を行ってまいります。

項目	番号	質問	回答
2 様式に関する事	2-1	避難計画に作成日の記載は必要か。	同様の御意見が多かったことから、作成日を記載するよう災害時個別避難計画の様式を変更しております。
	2-2	災害時個別避難計画書の様式について ①「緊急時の支援の有無」とは、同居者等が、緊急時に本人のことを支援できるかどうかということか。もしくは、同居者等を支援してくれる人が他にいるかどうかということか。 ②「緊急時」とは、災害発生時や直後の想定か、もしくは、発生後数日から1週間程度の想定か。 ③「緊急時の連絡者」とは、本人または同居者等が緊急時に誰に連絡をするかの確認か、もしくは、本人が通所先等で被災した際に、支援者が誰に連絡をするかの確認か。	①については、同居者等が緊急時に本人の支援や安否確認が可能かどうかということです。 ②については、緊急時とは災害発生時や直後を想定しています。 ③については、本人と緊急時に連絡を取り合える方を想定しています。
3 同意（書）に関する事	3-1	作成対象者であるが災害時個別避難計画の作成を拒否され同意書がもらえない場合はどうしたらよいか。	制度の趣旨を御説明していただいた上で、本人から同意が得られないのであれば、作成はしないでください。あくまで、本人の同意の下で、作成支援をすることになります。
	3-2	同意書については、チェック項目をすべて満たさない場合でも、計画作成は実施するのか。	同意書の書式を変更し、内容は ①計画作成に関する同意 ②川崎市の関係部署及び福祉関係者への情報提供の同意 以上の2点になっております。  そのため、①の同意があれば、個別避難計画の作成は実施することができます。
	3-3	同意書にある代理人は法定代理人か。	代理人については、任意代理人を想定しています。
	3-4	同意書の署名欄は誰の氏名を記載するのか。	署名した方本人の氏名を記載してください。そのため、代理人が署名した場合は、代理人氏名を記載してもらいます。



項目	番号	質問	回答
	3-5	<p>災害時個別避難計画 同意書 町内会等への情報提供について</p> <p>①誰がどのように進める(情報提供する)ものなのか。 ②期待されるメリットは何か。 ③災害時要援護者避難支援制度との違いは何か。</p>	<p>①本市から地域の方々へ、情報提供することを予定しておりますが、提供方法については、現在検討中になります。</p> <p>②前提として、発災時には、町内会等も大変な状況が生じる一方で、可能な範囲で、実行性のある避難支援等が大切になります。そのため、個別避難計画を町内会等に情報提供することで、町内会等の方が避難支援や安否確認等に活用できる情報が増えることや、計画内容からリスクが高い対象者に対し、優先度をつけて避難支援等を行えることがメリットとして想定されます。</p> <p>③災害時要援護者避難支援制度とは、高齢者や障害者の方で、御自身又は御家族での避難が難しい方が申し込み、町内会等に情報提供することで、地域において助け合いの避難支援体制づくりを行うものになります。個別避難計画については、町内会等へ情報提供することで、②のとおり発災時の活用を想定しています。しかし、地域の方への計画内容を提供したくないという方も少なくないことから、平時の提供は、「個別避難計画を作成したこと」のみの情報に絞らせていただいています。</p>
	3-6	<p>マンションの管理人の連絡先や別居の親族の連絡先等を災害時個別避難計画に記入する場合、本人や同居人等からの同意のみで記入をしてよいものなのか。仮に、管理人や別居の親族からの同意が必要だとすると、計画作成者が同意を取るのか。</p>	<p>計画作成の同意は本人のみとなるため、計画書に記載された個人情報については、外部には提供いたしません。あくまで、災害時個別避難計画を作成したことについてのみ、外部に提供することになります。</p>
4 避難所に関する事	4-1	<p>福祉避難所が水害で家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)など、自宅より危険である場合、福祉避難所を紹介提案することが難しいように思われる。他に避難する場所を検討しているか。</p>	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、木造家屋の流失・倒壊等の危険性を示すものであり、鉄筋コンクリート造の避難所において、浸水深以上の階に避難が完了していれば命の危険はないと考えられます。</p>
	4-2	<p>区分5の方について、避難所の利用は、一次避難所のみで二次避難所(福祉避難所)を利用することはできないのか。</p>	<p>二次避難所(福祉避難所)の利用に関して、障害支援区分による制限はありません。二次避難所(福祉避難所)は、一次避難所での避難生活に何らかの特別な配慮を要する要援護者が対象となります。二次避難所の詳細は、災害時個別避難計画作成業務の手引き(Ver.1.5)のP36に記載しています。</p>
	4-3	<p>一次避難所の要配慮スペースを優先的に使わせてもらうことはできるのか。</p>	<p>災害時の状況にもよるため、必ず優先されるわけではないですが、要配慮スペースが必要な場合は、一次避難所の受付で要配慮スペースへの避難希望についてお伝えください。要配慮スペースの詳細は、災害時個別避難計画作成業務の手引き(Ver.1.5)のP34に記載しています。</p>
	4-4	<p>災害発生時に、避難所のリアルタイム情報(避難者数、食料備蓄数、障害者等の受け入れ状況など)はどのように入手すればよいか。</p>	<p>市HP等で入手できるのは、一次避難所の開設情報のみです。避難者数、食料備蓄残数、障害者受け入れ状況等は、区災害対策本部に問い合わせる他ありませんが、発災時の混乱を考えると回答を得るのは難しいと思われます。</p>

項目	番号	質問	回答
	4-5	各一次避難所の詳細情報(車椅子でのトイレ利用、おむつ替えスペースの有無、ペットの受け入れ等)はどのように入手すればよいか。	各区役所の危機管理担当にお問い合わせください。
	4-6	①二次避難所(福祉避難所)の場所や開設のタイミング、具体的な運用状況がどのようになっているか確認したい。 また、二次避難所(福祉避難所)の情報はどのように入手するのか。  ②本人や家族等に対して、積極的に勧めてもよいものなのか。市民への周知方法はどのようになっているか。	①二次避難所(福祉避難所)は、市内の社会福祉施設等のうち、発災後要援護者の受け入れに協力いただける施設です。本市と協定を締結しています。二次避難所は、施設の入所者や職員の安否等を確認のうえ、開設する形となるため、開設時期は、発災後3日目以降が一つの目安となります。また、被災状況によっては、必ず開設されるわけではないため、施設名を公表しておりません。運用方法として、まずは、一次避難所に避難していただく形となります。その後、本市と二次避難所にて受入調整を行います。  ②現在二次避難所として公表しているのは、南部、中部、北部のリハビリテーションセンターのみとなります。避難先として検討する場合、いまの制度上は、まず一次避難所に避難することとなります。なお、以前より御案内させていただいた、直接避難が可能となる指定福祉避難所につきましては、関係団体の御意見を伺いながら、取り組みを進めているところです。  二次避難所の詳細は、災害時個別避難計画作成業務の手引き(Ver.1.5)のP36に記載しています。
	4-7	きょうだいのケースで、例えば、兄が区分6、弟が区分5または4の場合、兄は二次避難所(福祉避難所)の利用ができ、弟は利用ができないのか。支援できるのは母親のみで他に協力者はいない。	二次避難所(福祉避難所)について、障害支援区分による制限はありません。また、同一世帯で、配慮が必要な方が複数いる場合に、避難所が分かれるということは現実的ではないため、世帯として、同一の避難所を利用するよう調整することになります。
	5	5-1	マイタイムラインの川崎専用書式データ(エクセル等)はあるか。
5 災害に関する こと	5-2	ハザードマップの情報が更新されるタイミングや頻度はどのくらいか。また、更新情報はどのように入手すればよいか。	各区役所の危機管理担当にお問い合わせください。
	5-3	電話を持っていない人に対する緊急時の連絡手段はどのようなものがあるか。また、通信障害が発生している時の連絡手段はどのようなものがあるか。	対象者が聴覚障害があつて、電話での通話ができない場合は、FAX・電子メール等を活用します。また通信障害が発生することは十分考えられますので、近隣住民による安否の方法等を事前に決めておく等が考えられます。
	5-4	災害時を想定して計画を作成する際に、在宅避難、親戚・知人宅への避難、避難所の優先順位はあるか。	一概に優先順位を決めることはできないと考えます。

項目	番号	質問	回答
	5-5	地域の自治会の活動状況、防災の取組等の情報を入手するにはどうしたらよいか。	各区役所の危機管理担当にお問い合わせください。
	5-6	災害時に利用可能なサービス(インフォーマル含む)はどのようなものがあるか。 災害時に介護タクシーはどの程度利用できるのか、電力の供給状況はどうなるか等についても確認したい。	日常のサービスが災害時にどの程度利用可能かは、災害の規模にもよりますのでなかなか想定が難しい問題です。ちなみに東日本大震災で川崎市内は震度5弱の揺れを観測しましたが、電車やバスなどの公共交通はすべて止まり、一時的に大規模な停電が発生しました。また東日本台風等の巨大台風が直撃するときには、社員の安全を考えタクシー会社は営業を取りやめる場合があると聞いています。
	5-7	災害時には、どの機関が一番に対応するのか。	災害の種類・状況により、一概にお答えできませんが、川崎市では危機管理本部という部署が災害対策を統括しており、24時間体制で職員が在駐しております。そのため、発災時には、まず危機管理本部が災害の規模に応じて、災害対策における本部を設置し、各分野における災害対応を各部署で行う形になります。